

国海環第89号
令和4年11月1日

関係者各位

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課長
(公印省略)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する
技術上の基準等に関する省令の一部改正について（周知）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する
技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第七十六号）
を別添のとおり令和4年11月1日に公布したので、ご了知頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令について

1. 改正の背景

船舶からの油の排出については、国際海事機関において、海洋汚染防止条約附属書 I（以下「附属書 I」という。）に基づき国際的な規制が行われており、我が国では、この規制を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）の体系に取り入れている。

令和 3 年 6 月に開催された国際海事機関の第 76 回海洋環境保護委員会において、総トン数 400 トン以上の国際航海に従事する無人非自航バージ（油を積載しないなどの特定の条件に適合した推進機関を有しない無人の船舶をいう。以下同じ。）を附属書 I に規定する一部の規制の対象から除外することとする附属書 I の改正案が採択された。これを受け、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和 58 年運輸省令第 38 号）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

油濁防止緊急措置手引書[※]を作成すべき船舶から、総トン数 400 トン以上の国際航海に従事する無人非自航バージを除く。

※油濁防止緊急措置手引書とは、船舶から油の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、船舶毎に定めたもの。

3. 施行日

公布：令和 4 年 11 月 1 日

施行：令和 4 年 11 月 1 日

○国土交通省令第七十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第七條の二第一項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令(昭和五十八年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(分離バラストタンク) 第十五条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、分離バラストタンクは、水バラストの積込み及び排出のための管装置であつて、当該管装置の海洋への排出口が暴露甲板上又は最も深い喫水となるよう水バラストを積載した状態における喫水線より上方の船側に開口しているものを有するものでなければならぬ。ただし、施行規則第八條の十四第二号に規定する方法により水バラストを排出するための海洋への排出口については、この限りでない。</p> <p>(油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成すべき船舶)</p> <p>第三十四條 法第七條の二第一項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数百五十トン以上のタンカー及びタンカー以外の船舶で総トン数四百トン以上のものであつて、次に掲げるものの以外のものである。</p> <p>一 推進機関を有しない船舶(国際航海に従事するものに限る。)であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>イ 油を積載していないこと。</p> <p>ロ 油を使用し、又はスラッジを発生させる設備を設置していないこと。</p> <p>ハ 燃料油タンク、潤滑油タンク、ビルジタンク又はスラッジタンクを設置していないこと。</p> <p>ニ 人又は動物を搭載していないこと。</p> <p>二 内航非自航船</p> <p>三 係船中の船舶</p> <p>2 (略)</p>	<p>(分離バラストタンク) 第十五条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、分離バラストタンクは、水バラストの積込み及び排出のための管装置であつて、当該管装置の海洋への排出口が暴露甲板上又は最も深い喫水となるよう水バラストを積載した状態における喫水線より上方の船側に開口しているものを有するものでなければならぬ。ただし、施行規則第八條の十三第二号に規定する方法により水バラストを排出するための海洋への排出口については、この限りでない。</p> <p>(油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成すべき船舶)</p> <p>第三十四條 法第七條の二第一項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数百五十トン以上のタンカー及びタンカー以外の船舶で総トン数四百トン以上のものであつて、内航非自航船又は係船中の船舶以外のものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>

附則
 この省令は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第十五條の改正規定は、公布の日から施行する。